岡崎市まちづくり推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岡崎駅周辺地区の賑わいあるまちづくりを進める団体の活動を支援し、岡崎駅東土地区画整理事業が終了するまでにその団体の自立を促すため、事業の経費の一部を予算の範囲内において補助する岡崎市まちづくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

２　補助金の交付については、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第２条　補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、岡崎駅周辺地区のまちづくりを推進し、交流による賑わい創出と居住環境の向上を目指す出会いの駅おかざきとする。

（補助金の交付対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、岡崎駅周辺地区の賑わいあるまちづくりを進める活動に基づいた事業とし、別表１に定めるところによる。

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

⑴　岡崎市から他の制度による補助金等を受けているもの

⑵　国、地方公共団体その他公の機関から補助金等を受けているもの

⑶　主たる効果が岡崎駅周辺地区外で生じるもの

⑷　利益、残余財産等を構成員に分配するもの

⑸　特定の個人又は団体が利益を受ける事業に係るもの（公共の福祉に関わる等、特段の事情により適当と認めるものは除く。）

⑹　政治、宗教、選挙又は営利を目的とするもの

⑺　施設等の建設、整備及び修繕を目的とするもの

⑻　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

⑼　その他市長が不適当であると認めるもの

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、補助事業に直接必要な経費で別表１に定めるところによる。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の合算額に別表２で定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費の合算額から補助事業に係る収入を控除した額とを比較して少ないほうの額とし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。

２　前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助事業者は、岡崎市まちづくり推進事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　収支予算書

⑶　支出内訳書

⑷　役員名簿

⑸　定款、規約、会則等

⑹　その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、岡崎市まちづくり推進事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

（変更交付申請）

第８条　補助事業者は、交付決定通知を受けた後において、当該補助事

業の内容又は経費の配分を変更する場合は、あらかじめ岡崎市まちづくり推進事業費補助金変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

⑴　経費項目費用ごとの20％以内の変更であるとき。

⑵　目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部を変更するとき。

２　市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第９条　補助事業者は、当該補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その理由を記載した岡崎市まちづくり推進事業費補助金中止・廃止承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止の承認の可否を決定し、通知するものとする。

（実績報告）

第10条　補助事業者は、補助事業完了の日以後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に、岡崎市まちづくり推進事業費補助金実績報告書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業報告書

⑵　収支決算書

⑶　支出内訳書

⑷　事業に支出した領収書の写し

⑸　事業に係るチラシ、パンフレット及び写真等

⑹　その他市長が必要と認めるもの

（額の確定）

第11条　市長は、前条の規定に基づく実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市まちづくり推進事業費補助金額確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条　補助金は、補助金の額の確定後に補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することができるものとする。

２　概算払いにより補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第７条の規定による交付決定通知後、請求書を市長に提出しなければならない。

３　概算払いにより補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

（情報公開）

第13条　補助金の申請等に関する書類及び実績報告に関する書類、その他補助金に係る一連の内容は、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）及び岡崎市個人情報保護条例（平成11年岡崎市条例第32号）の規定に基づき、法令等で公開できないとされているもの以外については、一般の閲覧に供することができる。

（補助金の返還）

第14条　市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号いずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

⑴　虚偽その他不正な行為により補助金を受けたとき。

⑵　市長の承認を得ず、補助事業の内容又は経費の配分を変更したとき。ただし、第８条第１項各号に該当する場合はこの限りではない。

⑶　市長が適当でないと認めたとき。

（その他の事項）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

る。

附　則

1　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

2　この要綱は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、令和２年４月20日から施行する。

別表１

項　　目	内　　容
対象事業	１　賑わいの創出を主目的とした事業 ２　地域コミュニティの活性化に関する事業 ３　安全安心なまちづくりを主目的とした事業 ４　公園、ポケットパークを維持・活用する事業 ５　広報活動事業、情報発信に関する事業 ６　その他、まちづくり推進に関連する事業
対象経費	１　謝礼金等（講師、専門家、出演者等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等） ２　旅費（交通費、通行料金、宿泊費等） ３　消耗品費（消耗品、材料、書籍等の購入費等） ４　印刷製本費（事業に係るチラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等） ５　通信運搬費（切手等の郵送経費、宅配料、振込手数料、各種保険料等） ６　委託料（団体の会員で実施できない業務の外部委託費用） ７　使用料・賃借料（会場使用料、車両・機器等の賃借料） ８　１から７以外の経費で市長が対象と認める経費
対象外経費	１　食糧費（講座・講演会の講師の飲物代は除く。） ２　不動産・建物取得 ３　領収書がないもの、使途不明なもの ４　物品の取得５万円（税込）以上のもの（ただし、事業を推進するために必要とするものは、５万円以上のものであっても、事前計画書に個別具体的に記載し、交付の決定を受けたものは除く。） ５　慶弔費 ６　団体運営のための人件費（事業を推進するために必要な人件費は除く。） ７　交際費、懇親会費等、直接公益に結びつかない経費や、社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費

別表２

年　　度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
補助率	３／４	３／５	１／２	２／５	１／５